

学校教育ボランティアコーディネーター配置校長 様

教育委員会事務局  
学校教育部指導課長

## 令和6年度 学校教育ボランティア事業の執行見込み及び指導課メール配信の運用について（依頼）

日頃から、教育委員会事業の推進に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

**学校教育ボランティア事業**においては、令和4年度に実施した直接経費化により、予算費目間の調整が困難になったため、8月に実施される予算要求時まで、予め次年度の予算費目ごとの金額を把握する必要が生じました。

つきましては、予算（推定）の金額を目安に、**令和5年8月9日（水）**までに、各科目の執行予定額等について以下のロゴフォームから回答をお願いいたします。

財政状況が厳しいことを踏まえ、要求どおりの予算とならないことがございますのであらかじめ御了承ください。

あわせて、ボランティアコーディネーターの皆様から、より迅速に指導課からの情報（各種通知等）を受け取りたいという要望をいただいていたので、**希望者の方に通知等を発出した際に、指導課のメールにてお知らせすること**といたしました。受信を希望するボランティアコーディネーターの方は以下のフォームからメールアドレスの登録をお願いいたします。

### 1 執行見込みについて

- 各学校 予算額の目安  
23,700円
- 本事業で支出する費目について 詳細は別紙1を参照

費目	内容
報償費 税あり・なし	ボランティア向け研修の講師謝礼
交通費	活動に伴う交通費
消耗品費	活動に必要な文具等の物品
食糧費	熱中症対策のための飲料
印刷製本費	チラシ等外部に発注する時の費用
複写品費	コピー代（指導課で複写）
郵便料	切手・はがきの購入
使用料	入場料・会場使用料
参加負担金	研修の参加費用

### ○ 回答方法

以下のフォームから回答をお願いします。

<https://logoform.jp/form/FUQz/317842>（インターネット）

<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/FUQz/317842>（LGWAN）

### 2 指導課からのメール配信について

指導課メール配信を希望する方は以下のフォームから回答をお願いします。

<https://logoform.jp/form/FUQz/318587>（インターネット）

<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/FUQz/318587>（LGWAN）

## ■ 学校教育ボランティア活動費の執行について

支出費目		使途や注意点
報償費 (消費税あり) 報償費 (消費税なし)		<p>ボランティア向けの研修を実施する際の講師謝礼等として支出できます。 ボランティアへの謝礼、児童生徒に直接指導する際の謝礼ではありません。</p> <p>なお、昨年度までは源泉徴収を行いませんでしたが、今年度から行うことになるため、源泉徴収が必要な場合は、講師の方に源泉徴収税額を差し引いた額が謝礼金額となることをお伝えください。</p>
報償費 (交通費)		<p>校外学習の付添や、研修会への参加など、ボランティア活動に伴って交通費が発生する場合に支出できます。</p> <p>公共交通機関の利用を原則とし、タクシーや自家用車の費用は身体障害、電車・バス等では運搬できない場合等のみとし、事前に御相談ください。領収書の発行が困難な場合は、<u>1件ごとに交通費請求書を作成してください</u>。</p>
需用費	消耗品費	<p>ボランティア活動に必要な物品を購入するために支出できます。ボランティアの方々が使用する消耗品です。備品は購入できません。</p> <p>クラブ活動等で児童生徒が使用する物、学校の管理運営費や図書費で支出すべき物、PTA活動に関わる物、個人の所有物となる物（印鑑等）や口に入る物（料理の材料費）など私費負担すべき物は購入できません。</p>
	食糧費	<p>熱中症対策のための<u>ペットボトル、粉末等の飲料のみ購入</u>できます。</p>
	印刷製本費	<p>ボランティア活動に必要なマニュアル本や、チラシの印刷などを外部に発注する場合に支出できます。</p> <p>インクや紙を購入する際は消耗品費として支出してください。</p>
	複写品費	<p>コピー代に支出できます。指導課で複写を行います。</p>
郵便料		<p>切手、ハガキを購入するために支出できます。</p>
使用料		<p>校外学習の付添における拝観料や入場料、市民館等の会場使用料として支出できます。</p>
参加負担金		<p>研修会などへの出席にあたって参加費が必要な場合に支出できます。</p>

※活動費が使用できるのがどういう場合なのか、明確な線引きは難しいと考えています。活動費支出の基本的な考え方としては、①個人が負担するのではなく、公金を使って支出すべきものであり、②児童生徒が使用する経費ではなく、ボランティアが活動にあたって使用する経費です。御不明な点は指導課までご連絡ください。